

八潮市商工業近代化資金融資制度のご案内

(令和4年4月1日現在)

融 資 対 象 者	① 市内に1年以上住所（法人は事業所）を有し、製造業、小売業、卸売業及びサービス業で同一事業を1年以上営んでいる方 ② 信用保証協会の取扱業種を営んでいる方 ③ 許・認可等を必要とする業種を営んでいる場合その許・認可等を取得して1年以上経過している方 ④ 保証協会の代位弁済を受けた債務者または保証人である場合、その代位弁済による債務を完済している方 ⑤ 市中小企業小口資金融資及び商工業近代化資金融資の債務者または保証人でない方 ⑥ 事業計画が適切であり、かつ、当該借入計画が妥当である方 ⑦ 市税を完納している方 ⑧ 県事業税を完納している方
貸付 限度額	・ 運転資金 2,000万円 ・ 設備資金 3,000万円
返済 方法	・ 運転資金 10年以内（据置6ヶ月以内を含む） ・ 設備資金 12年以内（据置1年以内を含む） 元金均等月賦償還 運転・設備資金併用可
利率	年1.85% 利子補給有（支払利子額の30%を補助） （※4年中に限り支払利子額の100%を補助）
保証人	・ 個人：不要 ・ 法人：保証協会の定めるところによる
保証料	埼玉県信用保証協会の定める保証料率（この制度は「信用保証協会」の保証を付します）
担保	必要に応じて担保を徴収します
取扱 金 融 機 関	・ 埼玉りそな銀行八潮支店 ・ 埼玉縣信用金庫八潮支店、八潮南支店、東八潮支店 ・ 亀有信用金庫八潮支店、八條支店、南八潮支店、東八潮支店 ・ 青木信用金庫八潮支店 ・ 城北信用金庫八潮支店、南八潮支店 ・ 足立成和信用金庫八潮中央支店 ・ 千葉銀行八潮駅前支店 ・ 武蔵野銀行八潮支店

◎資金使途

運転資金：事業の拡張に要する資金

（例）店舗改築に伴う商品仕入資金

設備資金：市内において事業の建物、機械に要する資金

（例）工場拡張に伴う改築、機械購入資金

◎運転・設備資金の併用(併用する場合は、3,000万円以内)

設備資金が貸付額の2/3以上の場合→12年以内

設備資金が貸付額の2/3未満の場合→10年以内

◎申込み・問い合わせ

八潮市役所商工観光課（市庁舎2階） Tel. 996-2111 内線479

近代化融資申込に必要な書類

※指定用紙

必 要 書 類		提出部数	個人	法人
※融資あつせん申込書（複写式）		1 部	○	□
※市税納税証明書		1 通	○	□
※事業所概要書		1 通	○	□
県事業税の納税証明書		1 通	○	□
直前2年分の個人の申告書及び決算書又は収支内訳書の写し		1 通	○	—
印鑑証明書		1 通	○	□
登 記 事 項 明 書	1 「履歴事項証明書」（全部） 〔コンピュータ化後の変更を含む証明〕	1 通	—	□
	2 「閉鎖事項証明書」（必要に応じ） 〔コンピュータ化に伴う閉鎖謄本〕			
	3 法人の住所が管轄外の法務局から移転→「閉鎖謄本」	1 通	—	□
直前2期分の申告書及び決算書の写し（科目別明細を含む）		1 通	—	□
試算表（決算日より6ヶ月を超える場合）		1 通	—	□
許認可を必要とする業種は許可書等の写し		1 通	○	□
市公害防止条例に基づく許可書の写し		1 通	○	□
※個人情報の提供に関する同意書（市提出用）		1 通	○	□
※経歴書（新規のみ）		1 通	○	□
設 備 の 資 場 金 合	見積書の原本	1 通	○	□
	カタログ及び仕様書	1 通	○	□
	新築、改装前後図面、建築確認書等	1 通	○	□
	家主等の承諾書及び賃貸契約書の写し	1 通	○	□
保 証 人	※保証人状況書 印鑑証明書 納期到来の住民税及び固定資産税の納税証明書 所得証明書	各1通		□

※上記書類のほか、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

【お申込みいただく際の注意点】

- ①近代化融資の追加融資はできません。
- ②小口資金融資（震災対策緊急特別融資を含む）、不況対策融資との併用はできませんので、現在の利用状況を確認のうえお申込みください。